

秘密保持命令取消書

年 月 日

殿

(所 属)

司法

印

年 月 日に電磁的記録提供命令をした際、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかったことを漏らしてはならない旨の命令をしましたが、その必要がなくなったので、「下記の電磁的記録につき、電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供した（提供しなかった）ことを漏らしてはならない部分について」、国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第218条第7項によって、その命令を取り消します。

「記」

- 注意
- 1 事例に応じ、不要の文字を削り、必要な訂正を加えて使用すること。
 - 2 「 」内は、国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第218条第3項の規定による命令の一部の取消しをする場合に用いること。